

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
1月11日  
(金曜日)

## 目次

○告示  
保安林予定森林(萩市)(森林整備課)……………1  
道路の位置の指定(建築指導課)……………1  
○公告  
平成二十四年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………2  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………6  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………6  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………7  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………7  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………7



### 山口県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 保安林予定森林の所在場所  
萩市大字明木字原西ケ輪白岩二二の二、字越ケ迫白岩二二二、字越ケ迫二二三、  
一四一、三三〇〇、四五六八、四五七一、四五七三、四五七四の一、四五七四の二、  
四五七五、四五七六、字原越ケ迫左ケ輪一四〇、字墓ノ浴一七二から一七四ま

で、字菅蓋中山一八〇の三三、字上菅蓋台ケ原二二四、二二五、字河内神ノ浴  
一三六、一三三二、一三三四、字河内神二二八、字こうかいノ浴二四二、字松  
ケ原二八六の一、二八六一の二

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定実施要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 萩市大字明木字原西ケ輪白岩二二の二・字越ケ迫一四一・三三〇〇・四五七  
三・四五七四の一・字墓ノ浴一七二・一七三・字上菅蓋台ケ原二二四・一  
二二五・字河内神ノ浴二二六・一三三二(以上一筆について次の図に示す部  
分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水  
産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路  
の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地とな る土地の面積 (平方メートル)
美祢市大領町東分字立通三六六の二	六・〇	三八・三	二三九・八〇

山陽小野田市新生三丁目一五四〇の三、一五四〇の二、一五四〇の一及び一五四〇の九地先	四・〇七・六	一四三・三	五八七・六九
山陽小野田市大字山川字西大坪 二二九八の一	五・九六・〇	九〇・五	五八八・〇〇
山陽小野田市新生二丁目一八三八の一の一部	四・〇	九三・四	三七六・八五
山陽小野田市大字西高泊字箱一〇三の二の一部、字網掛一七六の一の部及び字巻の西開作三五三四の一	四・一四・八	六三九・一	三〇五四・八九
山陽小野田市大字西高泊字箱一〇三の二の一部及び字網掛一七六の一の一部	四・三三・八	四五六・一	一七三三・二八
山陽小野田市大字厚狭字飛松八〇六の二四及び八〇六の二四地先	五・〇六・〇	六八・八	三六六・三七



(五) 平成二十四年度山口県補正予算の額の公表

平成二十四年十一月三十日県議会定例会で議決された平成二十四年度山口県補正予算の額は、次のとおりです。

平成二十五年一月十一日

山口県長 山口県知事

平成二十四年度山口県一般会計補正予算(第5号)

平成二十四年度山口県の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,269,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ701,012,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金	1分 担金	20,400	593,451	613,851
	2 負担金	116,976	4,443,750	4,560,726
9 国庫支出金	2 国庫補助金	940,283	81,729,960	82,670,243
12 繰入金	2 基金繰入金	940,283	45,173,501	46,113,784
	2 基金繰入金	4,000	35,095,216	35,099,216
13 繰越金	1 繰越金	4,000	28,288,601	28,292,601
	1 繰越金	113,326	52,508	165,834
14 諸収入	1 貸付金元利収入	113,326	52,508	165,834
	1 貸付金元利収入	113,326	52,508	165,834
	2 受託事業収入	342,400	84,977,572	85,319,972
	2 受託事業収入	336,400	78,371,107	78,707,507
15 県債	1 県債	6,000	634,170	640,170
	1 県債	732,000	112,216,100	112,948,100
	1 県債	732,000	112,216,100	112,948,100
歳入	合計	2,269,385	698,743,559	701,012,944
歳出	合計	2,269,385	698,743,559	701,012,944
3 民生費	1 社会福祉費	4,846	87,841,369	87,846,215
	1 社会福祉費	846	72,903,972	72,904,818
4 衛生費	4 児童福祉費	4,000	13,731,450	13,735,450
	4 児童福祉費	16,227	23,775,263	23,791,500
	1 公衆衛生費	12,926	8,002,774	8,015,700
	7 保健所費	1,296	2,315,282	2,316,578
	8 医薬費	2,015	7,046,323	7,048,338
6 農林水産業費	3 農地費	723,801	38,256,738	38,980,539
	3 農地費	529,556	10,492,395	11,021,951
	4 林地費	73,183	10,071,717	10,144,900

7 商 工 費	5 水 産 業 費	121,062	6,036,624	6,157,686
8 土 木 費	2 工 鉱 業 費	336,400	78,275,310	78,611,710
	1 管 理 費	336,400	75,525,203	75,861,603
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,131,901	82,368,903	83,500,804
		9,416	7,843,060	7,852,476
		896,587	29,968,643	30,865,230
	3 河 川 海 岸 費	41,180	20,438,834	20,480,014
	4 港 湾 費	184,275	10,497,279	10,681,554
	6 住 宅 費	443	4,297,885	4,298,328
10 教 育 費	7 特 別 支 援 学 校 費	56,200	147,052,182	147,108,382
		56,200	13,314,506	13,370,706
歳 出 合 計		2,269,385	698,743,559	701,012,944

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	県管かんがい、排水改良事業費	1/49,615	
		経営体育成基盤整備事業費	256,636	
		県管中山間地域総合整備事業費	32,307	
		県管農村振興総合整備事業費	32,307	
		県管海岸保全施設整備事業費	21,000	
	4 林 業 費	湛水防除事業費	37,691	
		一般治山事業費	1/48,300	
		水源地域緊急整備事業費	43,817	
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	交通安全施設整備事業費	296,102	
		単独交通安全施設整備事業費	32,318	
		道路災害防除費	768,296	
		道路改良費	1,616,501	

款	項	事	項	金 額
10 教 育 費	7 特 別 支 援 学 校 費	土木現年補助災害復旧事業費	52,100	
11 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	施設整備費	31,220	
合 計			8,792,556	

第3表 債務負担行為補正  
1 追加

事 項	期 間	限 度	補 正 後 額
1 経営安定支援資金(経営力強化支援信用保証協会)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成24年度から平成34年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に、1,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額	
2 山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成25年度から平成29年度まで	33,660千円	

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 経営安定支援資金(経営安定信用保証協会)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成24年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に16,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額	平成24年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に20,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額
2 (経営安定支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成24年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額	平成24年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に9,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額

第4表 地方債補正  
変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
県営かんがい排水改良事業	26,000	証書借付方式(年8.0%以内)ただし元金均等返済利率見直し	70,000	証書借付方式(年8.0%以内)ただし元金均等返済利率見直し

経営体育成基盤整備事業	383,000	1方式で30年以内借り入れ特別の償還率の先、とて定作らる。見直し率による。	465,000	1方式で30年以内借り入れ特別の償還率の先、とて定作らる。見直し率による。
県営中山間地域総合整備事業	209,000		220,000	
県営農村振興総合整備事業	30,000		39,000	
県営海岸保全施設整備事業	200,000		209,000	
治水防除事業	53,000		68,000	
一般治山事業	804,000		825,000	
漁港漁場機能高度化事業	714,000		93,000	
道路災害防除事業	645,000		815,000	
道路改良事業	4,087,000		4,191,000	
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,660,000		1,706,000	
橋りょう補修事業	973,000		1,060,000	
広域河川改修事業	1,607,000		1,623,000	
河川直轄事業負担金促進事業	163,000		172,000	
港湾既存施設有効活用特別支援学校施設整備事業	251,000		300,000	
	918,000		959,000	
計	12,083,000		12,815,000	

平成24年度山口県一般会計補正予算(第6号)

平成24年度山口県の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,506,346千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ704,519,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)  
 第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。  
 第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳入	項	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金	26,000	2負担金	26,000	5,174,577	5,200,577
9国庫支出金	26,000	2負担金	26,000	4,560,726	4,586,726
	2,924,952	2国庫補助金	2,924,952	82,670,243	85,595,195
	2,850,508	3委託金	2,850,508	46,113,784	48,964,292
13繰越金	74,444		74,444	2,262,240	2,336,684
	83,394		83,394	165,834	249,228
	83,394		83,394	165,834	249,228
15県債	472,000	1繰越金	472,000	112,948,100	113,420,100
	472,000	1県債	472,000	112,948,100	113,420,100
歳入	3,506,346	合計	3,506,346	701,012,944	704,519,290
歳出					
2総務費	74,444	5選挙費	74,444	32,817,354	32,891,798
	74,444		74,444	1,611,214	1,685,658
3民生費	1,088,339	1社会福祉費	1,088,339	87,846,215	88,934,554
	718,339	4児童福祉費	718,339	72,904,818	73,623,157
	370,000		370,000	13,735,450	14,105,450
5労働費	1,337,180	3失業対策費	1,337,180	5,192,915	6,530,095
	1,337,180		1,337,180	1,750,384	3,087,564
6農林水産業費	140,130	3農地費	140,130	38,980,539	39,120,669
	75,267	4林業費	75,267	11,021,951	11,097,218
	43,673	5水産業費	43,673	10,144,900	10,188,573
	21,190		21,190	6,157,686	6,178,876
8土木費	854,891	2道路橋りょう費	854,891	83,500,804	84,355,695
	353,138	3河川海岸費	353,138	30,865,230	31,218,368
	291,753	4港湾費	291,753	20,480,014	20,771,767
	210,000		210,000	10,681,554	10,891,554
1災害復旧費	11,362		11,362	5,499,249	5,510,611

2土木施設災害復旧費  
 歳出合計 3,506,346 701,012,944 704,519,290 (単位 千円)

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	金額
3民生費	1社会福祉費	障害者自立支援対策費	59,625
6農林水産業費	3農地費	経営体育成基盤整備事業費	75,267
	4林業費	一般治山事業費	43,673
	5水産業費	地域水産物供給基盤整備事業費	3,625
		漁港海岸保全施設整備事業費	17,565
8土木費	2道路橋りょう費	過疎地域市町道代行事業費	20,000
		道路改良費	316,322
	3河川海岸費	広域河川改修費	60,000
		周防高潮対策事業費	168,000
		河川工作物関連応急対策事業費	6,000
		海岸防災事業費	200,000
合計		計	970,077

第3表 地方債補正 (単位 千円)

1追加	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木現年直轄災害復旧事業負担金	11,000	証書借入又は証券発行	年3.0%以内 ただし、利率は償還の 見込みで行って 直後に	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	

計	11,000		は当該見直し後の利率による。
---	--------	--	----------------

起債の目的	補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
経営体育成基盤整備事業	465,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	490,000	証書借付
一般治山事業	825,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	848,000	証書借付
道路改良事業	4,191,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	4,333,000	証書借付
過疎地域市町道代行業	145,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	154,000	証書借付
広域河川改修事業	1,623,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	1,656,000	証書借付
周防高瀬対策事業	705,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	797,000	証書借付
河川工作物関連応対策事業	147,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	150,000	証書借付
河川直轄事業負担金	172,000				218,000	
海岸防災事業	887,000				975,000	
計	9,160,000				9,621,000	

(六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
 同項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年一月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十一日  
 山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 東南アジア日本語普及協会  
 代表者の氏名 和田 昇  
 主たる事務所の所在地 下関市秋根本町二丁目一〇番一五号  
 定款に記載された目的
- 三 東南アジア地域の若者に対して、日本語教育と日系企業等への就職支援活動を行い、そのことによって現地の所得水準と民生の向上を図り、かつ、日本語教育を通じてより深い日本への理解を得て国際親善に寄与すること。

(七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款は、平成二十五年二月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十一日  
 山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人萌  
 代表者の氏名 中島 恒夫  
 主たる事務所の所在地 美祢市伊佐町伊佐五三六六番地

(八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十五年一月十一日から同年五月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ゲオ下松店・ウオントツ下松桜町店  
 所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 政男  
 株式会社ハーティウオン 広島市中区八丁堀一番八号 福岡 慎二

- 三 変更に係る事項の概要  
 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
 届出年月日 平成二十四年十二月二十一日  
 変更年月日 平成二十三年十一月一日

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
届出年月日	平成二十四年十二月二十一日		
変更年月日	平成二十三年十一月一日		
大規模小売店舗の名称	株式会社ゲオホールディングス	株式会社ゲオ	株式会社ゲオホールディングス
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	森原 哲也	遠藤 結蔵	

- (九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年一月十一日から同年五月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十五年一月十一日  
 山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゲオ下松店・ウオントツ下松桜町店

- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 政男  
 株式会社ハーティウオン 広島市中区八丁堀一番八号 福岡 慎二

- 三 変更に係る事項の概要  
 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
 届出年月日 平成二十四年十二月二十一日  
 変更年月日 平成二十五年一月二日

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
届出年月日	平成二十四年十二月二十一日		
変更年月日	平成二十五年一月二日		
大規模小売店舗の名称	株式会社ハーティウオンツ	午後九時	午後一〇時

- (一〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年八月十日山口県公告(三九六)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十五年一月十一日から同年三月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部経済再生・企業誘致推進課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十五年一月十一日  
 山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アトラス萩ショッピングパーク  
 所在地 萩市大字御許町四二の一  
 二 意見の概要  
 交通に係る事項について配慮を求める。

平成  
二十五年  
二月十一日  
印刷  
発行

発行  
行人所

山口  
県  
知事  
庁